

使用料・手数料等の見直しに関する基本方針
(素案)

令和2年6月
大 磯 町

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 見直しの対象科目・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 使用料・手数料の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2
- 4 使用料算定の基本的な考え方について・・・・・・・・・・ 3
- 5 手数料算定の基本的な考え方について・・・・・・・・・・ 4
- 6 受益者負担割合の設定について・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 見直しによる負担調整措置等について・・・・・・・・・・ 7
- 8 減免措置基準の統一について・・・・・・・・・・・・・・ 8

1 はじめに

町の歳入の根幹をなす町税は、人口減少や少子高齢化により減少傾向で推移していくことが見込まれており、使用料・手数料等（以下「使用料・手数料」という。）による収入についても減少傾向で推移することが想定されています。

「使用料・手数料」については、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から利用者に適正な負担を求めていく必要があります。

町では、これまでも社会経済情勢を踏まえ、平成 22 年に「使用料・手数料」の一部見直しを図ってきましたが、これらの料金は近隣の地方公共団体との比較や、類似施設との均衡などを主な理由として設定され、利用者に原価（コスト）の負担を求め、徴収するという考え方に必ずしも基づいていませんでした。

そこで、今後も継続的な行政サービスを提供するためには、公共施設に係る維持管理経費の増加や消費税率の引上げなど社会経済情勢の変化を反映することが可能な原価算定方式を基礎とする「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、公平性確保と受益者負担の適正化を図る必要があります。

2 見直しの対象科目

（1）見直しの対象となる科目

原則、受益者負担が必要な全ての使用料・手数料を対象とします。

なお、本基本方針の策定により、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していないサービス等についても、受益者負担の原則に鑑み、徴収の可否を検討し、有料化する場合には、本基本方針に基づき適正な使用料・手数料の設定を行います。

また、現在指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、本基本方針に基づき、指定管理者の更新等に合わせて利用料金の上限を見直します。

（2）適用除外

次の項目に該当するものは見直しの対象から除外します。

- ① 法令等により、町が独自に料金設定できない又は別に基準が定められているもの
- ② 土地や建物の財産価値を基準として金額を算定しているもの
- ③ 個別の基準により算定しているものや長期的な管理運営・経営計画の中で料金を算定しているもの

3 使用料・手数料の基本的な考え方

(1) 原価算定方式による料金算定の明確化

受益者に応分の負担を求めるために、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式を適用します。

原価算定に基づく算定料金については、住民の利便性向上及び窓口での料金取扱事務の煩雑性の解消等を勘案し、10・50・100円単位等に調整できるものとします。

なお、原価算定方式を行うことが適当でないものがある場合は、受益者負担の原則を考慮し、適正な方法で原価計算を行います。

(2) 受益者負担割合の設定について

使用料については、算定された原価を行政と受益者とで、どの程度の割合で負担するのかを検討し、施設の性格に応じた受益者の負担割合を設定します。

手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

(3) 見直しによる負担調整措置等について

定期的な見直しによって受益者の負担が急激に上昇する場合は、料金改定に上限を設けるなどの負担調整措置を設けます。

また、必要に応じて近隣自治体等の同等料金と比較を行い、大幅なかい離などがある場合には、調整を行います。

なお、民間において同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

(4) 減免対象範囲の標準化・適正化について

使用料・手数料は、政策推進、経済的支援、公益上の必要性等を考慮の上、それぞれ減額・免除規定を定めていますが、受益者負担の徹底と負担の公平性を確保するという大原則の下に、施設及び行政サービス間での減免の基準の統一化を図ります。

(5) 定期的な見直し

使用料・手数料の額については、経済状況、社会動向、行政サービスの内容、公の施設のあり方等を勘案した上で、原則、5年ごとに定期的な見直し検証を行い、必要に応じて改定を行います。

ただし、法令の規定、計画等で改定の周期が定められている場合や社会状況に大きな変化がある場合、施設の運営方法を変更する場合などは、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

また、基本方針については、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

4 使用料算定の基本的な考え方について

受益者に応分の負担を求めるために、使用料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式を適用します。

※使用料とは、行政財産の使用又は公の施設の利用に対する対価です。〈地方自治法第225条〉

(1) 経費の算定

原価に算定する経費は、施設の維持管理運営に要する人件費、物件費（需用費、役務費、委託料、備品購入費等）及び固定資産取得価額の合計とします。

(2) 原価の計算

①貸室等（ホール・会議室等）の原価算定…1㎡・1時間当たりの原価算定

$$\text{原 価} = 1 \text{ ㎡} \cdot 1 \text{ 時間当たりの単価}(\ast\text{ア}) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

(※ア) 1㎡・1時間当たりの単価＝

年間経費（人件費(※イ)＋物件費＋固定資産取得価額(※ウ)）÷貸出総面積÷年間貸出可能時間

②個人利用施設（プール等）の原価算定…1人当たりの原価算定

$$\text{原 価} = \frac{\text{年間経費（人件費}(\ast\text{イ})\text{＋物件費＋固定資産取得価額}(\ast\text{ウ}))}{\text{年間施設利用者数}}$$

(※イ) 人件費は、職員の年間給与平均額に当該業務に直接従事する事務量の割合を乗じて算出する。（年間給与平均額及び事務量の割合は事務事業評価における数値を参考とする。）

(※ウ) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき整備した固定資産台帳の中から、該当の使用料・手数料に関連する施設の建設（取得）等に要した取得価額を耐用年数で除して算出する。

(3) 理論使用料の算定

算出した原価に施設の性質別分類に応じた受益者負担割合を乗じ、理論使用料を算出します。

$$\text{理論使用料} = \text{原 価} \times \text{受益者負担割合（〇〇〇％）}$$

5 手数料算定の基本的な考え方について

受益者に応分の負担を求めるために、手数料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式を適用します。

※手数料とは、町の事務で特定の者のためにするものにつき、その役務の対価として徴収するものです。

〈地方自治法第227条〉

(1) 1件当たりの人件費の算定

職員の年間給与平均額を年間労働時間数（処理時間単位に応じて日であれば240日、時間の場合は1,860時間(または111,600分)とする。）で除したものを1分あたりの人件費の単価とします。

$$\boxed{\text{1分あたりの人件費単価}} = \frac{\boxed{\text{人件費（年間給与平均額）}}}{\boxed{\text{年間労働時間数（111,600分）※処理時間単位に應ずる}}}$$

算出した1分あたりの人件費単価に、1件当たりの処理時間(分)を乗じ、1件当たりの人件費を算出します。なお、証明書の交付等の類似事務については、標準処理時間を1件当たり5分とし、個別に設定する場合は試算表において明記します。

$$\boxed{\text{1件当たりの人件費}} = \boxed{\text{1分あたりの人件費単価}} \times \boxed{\text{1件当たりの処理時間（分）}}$$

(2) 1件当たりの物件費の算定

$$\boxed{\text{1件当たりの物件費}} = \frac{\boxed{\text{年間経費（物件費）}}}{\boxed{\text{年間処理件数}}}$$

(3) 理論手数料の算定

手数料については、算出した1件当たりの人件費に1件当たりの物件費を加えたものを原価とし、算出した原価をそのまま理論手数料とします。

※手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

$$\boxed{\text{理論手数料}} = \boxed{\text{原 価}} = \boxed{\text{1件当たりの人件費}} + \boxed{\text{1件当たりの物件費}}$$

参考：行政サービスの原価構成は、次の「原価構成費用項目」のとおりであり、この経費の積み上げにより算定することとします。なお、算定に用いる物件費及び件数等の基礎的な数値は、直近3年間の平均とします。

【原価構成費用項目】

人件費	サービスの提供や施設の維持管理をするため直接従事する職員に要した費用 ※人件費は、職員年間給与平均額をもとに使用料・手数料の算定の基本的な考え方に基づいて算出する。(事務事業評価の際に用いた直近数値を参考とすること。)	
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料(ただし、130万円以下のものに限る)など
	役務費	手数料、保険料など
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	土地、パソコン等のリース料など
	原材料費	施設維持に係るもの
	備品購入費	業務及び施設運営に係るもの(機械、車両、工具等) ※耐用年数に応じて算定
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費
固定資産取得価額	<p>「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき整備した固定資産台帳の中から、該当の使用料・手数料に関連する施設の建設(取得)等に要した取得価額を耐用年数で除した額</p> <p>※用地取得費については、土地は年数の経過により資産価値が減少するものではなく、当該施設が廃止された場合でも町の財産として残ることから、算定上のコストには含めない。</p> <p>○固定資産取得価額 = 取得価額 ÷ 耐用年数</p>	

6 受益者負担割合の設定について

算定された原価を行政と受益者とで、どの程度の割合で負担するのかを検討し、施設及び行政サービスの性格に応じた受益者負担割合を設定します。

使用料については、施設及び行政サービスの性質に応じて、公費（町）と受益者（利用者）の負担割合を設定します。基本的には市場性（民間による類似サービスの有無）が高い施設は100%の受益者負担、低い施設は50%の受益者負担とし、別表の区分を基本に負担割合を決定することとします。

なお、手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

使用料 受益者負担割合	内 容
0%	・あらゆる住民が必要とし、民間では提供が困難な施設。 ※コストは公費のみで負担する。 (公費負担分100%、受益者負担分0%)
50%	・あらゆる住民が必要とするが、民間でも提供が可能な施設 もしくは人によって必需性が異なるが、民間では提供が困難な施設。 ※コストは受益者と公費で負担する。 (公費負担分50%、受益者負担分50%)
100%	・人によって必需性が異なり、民間でも提供が可能な施設。 ※コストは受益者のみが負担する。 (公費負担分0%、受益者負担分100%)

7 見直しによる負担調整措置等について

使用料・手数料の見直しに当たっては、基本的には受益者の負担が急激に上昇することのないよう、負担調整措置等を設けます。

(1) 現行料金との調整

現行料金とのかい離が大きい場合、定期的な見直しによって受益者の負担が急激に上昇する場合は、料金改定に上限を設けるなどの負担調整措置を設けます。

見直しの結果、現行の額を大きく上回る可能性もありますが、この場合、町では利用者への過度な負担とならないよう、一定の上限を定める負担調整措置を講じることとし、現行の額の **1.5 倍を上限額**とします。

また、算定の結果が現行の額を大きく下回った場合には、**0.5倍を下限額**とします。

なお、今後、基本方針に従って見直しを実施した場合で、算出した料金と現行料金のかい離幅が±10%の範囲内については、現行の料金に据え置くこととします。

ただし、消費税率の引上げ等、税制改正が行われた場合にあっては、これを適切に料金に転嫁することとします。また、使用料・手数料を新たに設定する場合にも同様に調整できることとします。

(2) 利用者区分による調整

原則として、町内／町外、大人／小人、個人／団体等の利用者区分に応じて料金の調整を行う場合の割合について、以下を基準とし、施設の設置目的や施設規模、利用者の状況に応じて所管課等において適正に設定することとします。

(ア) 町内／町外の別による利用者区分設定

町外利用者の料金は、町内利用者の料金の2倍までとする。

(イ) 大人・子ども等による利用者区分設定

大人	高校生	小・中学生 (小人)	幼児	高齢者 (65歳以上)
1.0倍	大人の0.75倍まで	大人の0.5倍まで	大人の0.25倍まで	大人の0.75倍まで

(ウ) 個人／団体（団体割引）による利用者区分設定

団体割引を設定する場合は、個人利用者の料金の0.8倍までとする。

(エ) 営利目的等

営利目的等の場合の使用料は、通常料金の3倍までとする。

(オ) 時間帯・曜日等による利用区分設定

時間帯・曜日等による利用区分設定については、施設の状況に応じて所管課等において適正に設定することとします。

(3) 近隣自治体等の同等料金との調整

原価算定によらず、必要に応じて近隣自治体や類似施設の同等料金と比較を行い、大幅なかい離がある場合には調整を行う必要がある場合も想定されます。

原則、受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁することとしますが、改定後の使用料・手数料が、民間や広域連携に関わる近隣自治体等の同種・類似使用料・手数料に比べ著しく高額となり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失う場合には、改定額を調整することとします。

なお、均衡を図ることとして調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

(4) 算定の例外について

算定の結果と異なる料金を定める必要がある場合は、施設の性格や提供するサービスの内容などの個別の事情も考慮して、別途協議の上、決定します。

8 減免措置基準の統一について

使用料・手数料については、公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っています。

しかしながら、減免措置はあくまで受益者負担の例外であるため、減免の取扱いが際限なく広がり、受益者負担の公平を損なうことがないように、今後はできるだけ共通の対応とするため基準の統一を図ります。

ただし、減免基準の統一が困難な料金については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分に考慮して、個別に減免の取扱いを定めることとします。

(1) 使用料の減額・免除の基準

町が定める使用料の減額・免除の基準は、原則以下のとおりとします。なお、減額措置の適用については、受益者負担と公費負担分を等分することが限度と考え、原則50%とします。

- ① 町、他の地方公共団体又は国が公用のために使用する場合
- ② 町との共催による行事等で使用する場合
- ③ 災害その他緊急を要するやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
- ④ その他町長が特別の事由があると認めた場合

(2) 手数料の免除の基準

町が定める手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、真にやむを得ないものに限定することとし、大磯町手数料条例に基づき取り扱います。その免除の基準は、原則以下のとおりとします。

- ① 法令等で規定により免除することが定められている場合
- ② 国又は他の地方公共団体において、行政目的に必要な場合
- ③ その他町長が特別の事由があると認めた場合

※なお、手数料の減額については料金の性格上適当でないため、基準は設けません。